

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請の手引き

令和8年4月

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

この手引きは、鳥取県（鳥取市内を除く）において申請手続きをする場合の取扱いを示したものです。鳥取市内の取扱いについては鳥取市にお問合せください。

本手引きに記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
条例	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）
規則	宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和4年鳥取県規則第19号）

<盛土規制法> 許可申請から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

改定履歴

日付	改定の内容
令和6年3月4日	手引き制定
令和8年4月14日	<ul style="list-style-type: none">・ 図（許可対象となる盛土等の規模）の見直し・ 「標識の掲示」に係る記載を追加・ その他誤記等の修正

【目次】

1. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要	1
1-1 工事の許可の趣旨	1
1-2 宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	2
1-3 許可を要する工事	3
1-4 許可を要しない工事	4
1-5 みなし許可について	6
2. 工事の技術基準及び設計資格者	7
2-1 特定盛土等に関する工事の技術基準	7
2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準	8
2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計資格者	9
3. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等	10
3-1 住民への事前周知	10
3-2 許可申請書作成要領	11
3-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	18
3-4 許可申請手数料	19
3-5 標識の表示	20
3-6 工事の変更許可申請	20
4. 検査・定期報告	21
4-1 中間検査	21
4-2 完了検査	21
4-3 定期報告	21
5. 届出が必要となる工事	23
5-1 特定盛土等規制区域における新規工事	23
5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出	26
6. 問合せ先・申請窓口	27
7. 様式等一覧	28

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

1-1 工事の許可の趣旨

法に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のために必要な規制を行うための許可制度です。

(許可権者：鳥取県知事（鳥取市の区域を除く）)

本手引き内の用語の定義は下表のとおりです。

<用語の定義>

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。
土砂	「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」といいます。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」といいます。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積（土石を積み重ねたもの）で政令第4条で定めるもの（許可等を要する規模に該当するもの）をいいます。 なお、次に掲げるものについては法の規制対象となりません。 (1) 試験、検査等のための試料の堆積 (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。

用語	定義
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等 規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

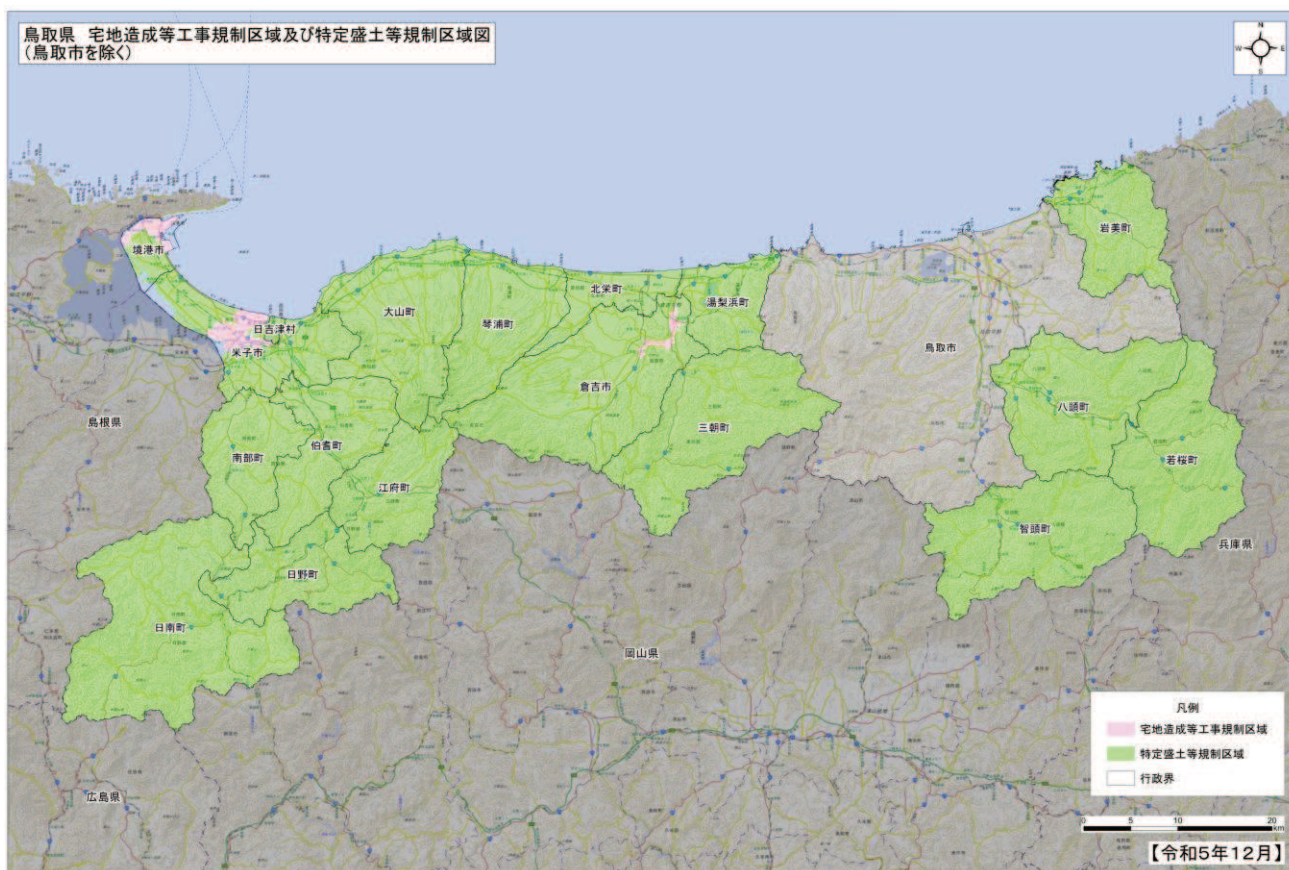
1-2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

< 県内（鳥取市を除く。）における規制区域指定状況（令和6年1月1日時点） >

自治体名	指定状況
米子市、倉吉市、境港市	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土規制区域の指定あり
その他全町村	特定盛土等規制区域のみ指定



規制区域図は鳥取県ホームページで公表しています。→ <https://www.pref.tottori.lg.jp/313438.htm>



1-3 許可を要する工事

規制区域内で行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定の規模を超えるものとなります。

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で対象規模が異なります。

<許可を要する工事の規模>

※崖：傾斜度が30度を超える土地

規制区域	宅地造成又は特定盛土等の規模	土石の堆積（注2）の規模
宅地造成等 工事規制区域	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ2m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超かつ高さ1mを超えるもの	①堆積の高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ②高さ1m超となる堆積の面積が500㎡超となるもの
特定盛土等 規制区域 (注1)	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの	①堆積の高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ②高さ1m超となる堆積の面積が2,000㎡超となるもの

注1 宅地造成等工事規制区域で許可が必要となる規模の工事を特定盛土規制区域で行う場合は、許可申請は不要だが届出が必要（必要書類等は21ページ参照）。

注2 土石の堆積の許可期間は5年以内。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超かつ高さ1m超 2,000㎡超かつ高さ1m超となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超かつ高さ1m超 2,000㎡超かつ高さ1m超となるもの
イメージ図		

※盛土全体ではなく、高さが1m超となる部分の面積

※盛土全体ではなく、高さが2m超（又は5m超）となる部分の面積

1-4 許可を要しない工事

区分		内容
法の適用対象外	公共施設用地（法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）（※1）	道路、公園（※2）、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、本法の規制の対象とならない。これらに該当する行為として、通常の営農行為（※3）の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等が挙げられます。
法の許可不要工事	<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）</p> <p>（他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが1mを超えないものを行う工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが1mを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※4）であって、当該工事に使用する 土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※5）又はその付近（※6）に堆積するもの（※7）

区分	内容
みなし許可となる工事（法第15条各項、法第34条各項）	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事

- ※1 公共工事で発生した残土や公共工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、本法の規制対象となる。
- ※2 公園は都市公園法（昭和31年法律第79号）による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※3 次に掲げるものは通常の営農行為として取り扱う（本法に規定する土地の形質の変更に該当する場合、例えば、ほ場の大区画化・均平、田畑転換や農業用施設用地の整備等（土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、規制対象）。
- (1) 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1メートルを超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等）に該当するもの。
- (2) 農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについて、農地担当部局が農業委員会の意見を聞く等により地域の実情や実態を踏まえて判断したもの。
- ※4 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※5 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても状況に応じて工事の現場として取り扱う。
- ※6 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
- ※7 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。

1-5 みなし許可について（法第15条第2項、第34条第2項）

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可を受けて行う開発行為が法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は法の許可を受けたものとみなされ、法に基づく中間検査、定期報告が必要になります（法に基づく許可申請又は届出は不要）。

当該開発行為に係る許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、法の規定も適用されることとなるため、開発許可の協議と並行して、必ず法の申請窓口で事前協議を行ってください。

<盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い（主なもの）>

- 法に基づく手続
法に基づく標識掲示、中間検査、定期報告及び完了後の保全義務等の対象となります。
- 都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合
都市計画法の規定により、法の技術的基準への適合が必要です。
- 都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大
都市計画法の規定により、自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要です。
- 是正措置及び罰則の適用
都市計画法の是正措置と罰則のほか、法の是正措置と罰則も適用されます。

2 工事の技術基準及び設計者資格

2-1 特定盛土等に関する工事の技術基準

<特定盛土等に関する工事の技術基準>

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第3号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	規則第4条の2により次のとおり技術基準を付加しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂を処分するための盛土をする場合には、地表面が水平面に対し27度を超える角度をなす土地を生じさせないこと。 ・土砂を処分するための盛土が5メートルを超える高さである場合及び既に施工し、又は現に施工している盛土と合わせて施工するものである場合は、小段の設置その他適切な措置を講ずること。

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条）

（注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

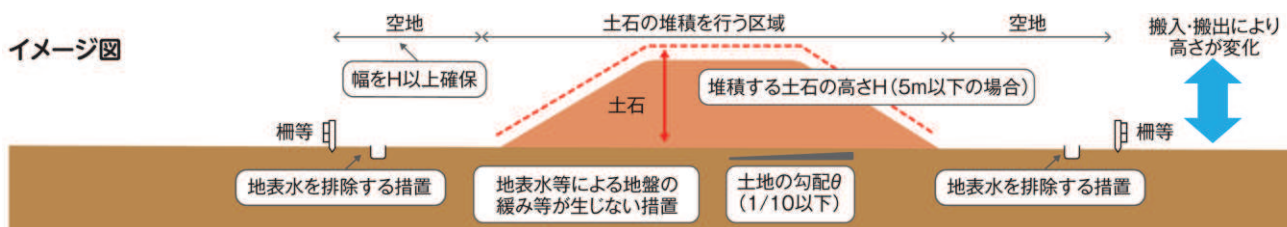
（注2）特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

<土石の堆積に関する工事の技術基準>

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条）



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 *具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・高さが5 mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等

3-1 住民への事前周知（法第11条、省令第6条）

工事主は、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催、書面の配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により工事の内容を周知する必要があります。

<工事について住民への周知を行う範囲の考え方>

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例	参考図（※について）
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 	
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図lの範囲） ○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図lの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	

<周知する工事の具体的内容>

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> ①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

3-2 許可申請書作成要領

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、工事の土地を管轄する県地方機関の申請窓口へ提出してください。

<申請書提出部数> 2部（正本1部、副本1部）

電子申請等の場合は1部

許可に係る事務の処理期間は、次に掲げる期間とします。

（申請書類の補正を指示した日から修正後の書類提出までの期間は事務処理期間に含まれません。）

- ① 宅地造成及び特定盛土等については、原則として申請のあった日から30日以内
- ② 土石の堆積については、原則として申請のあった日から14日以内

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを鳥取県のホームページの規制区域図から確認して下さい。<https://www.pref.tottori.lg.jp/313438.htm>



<宅地造成又は特定盛土等について>

- ① 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ② 「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ③ 工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用
工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載してください。
また、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記載してください。
土石の堆積については、土石の出入りを頻繁に行うものや、一過性のもの等多様な形態
- ④ 「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - （1）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （2）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない
 - （3）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤ 「土地の地形」
 - ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
 - （1）山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - （2）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 - （3）（1）、（2）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- ・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

⑥ 「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入して下さい。

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書

<許可申請に必要な書類>

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第二）	省令第7条第1項
2	構造計算書 ・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 (鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合)	省令第7条第1項第2号
3	地盤、崖面、溪流等における盛土の安定計算書 ・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算 (災害が生じる恐れが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合) (擁壁の設置が必要でない崖面の場合)	省令第7条第1項第3号、第4号
4	設計者資格証明書 ・卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し (2-3資格を有する者の設計が必要な対象工事を参照)	省令第7条第1項第5号
5	申請する土地及其周辺の写真	省令第7条第1項第6号
6	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第三） ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・直近3年の所得税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書（参考様式1） 【申請者が法人の場合】 ・資金計画書（別記様式第三） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上	省令第7条第1項第7号～第9号

No.	種類・内容	政省令
	<p>の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類</p> <p>(1)住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類</p> <p>(2)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書(参考様式1) 	
7	<p>工事施行者の能力に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書 	
8	<p>工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類(印鑑証明書添付)</p>	省令第7条第1項第10号
9	<p>住民への周知の措置を講じたことを証する書類</p> <p>(3-1 住民への周知について参照)</p>	省令第6条、第7条第1項第11号
10	<p>工事主の誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 	
11	<p>許認可等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他法令等で許認可等を要する場合、許認可等を証する書類 	
12	<p>国土交通大臣による擁壁の認定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊の材料又は構法による擁壁 	政令第17条
13	<p>土地登記全部事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内 	
14	<p>権利一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内 	

< 許可申請に必要な図面(省令第7条第1項第1号) >

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
				・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2, 500 以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
12	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り		
13	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500 以上	

<土石の堆積について>

- ① 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ② 「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ③ 「工事の目的」

土石の堆積については、土石の出入りが頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されます。特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載してください。特定の工事に付随するものである場合、その工事の期間についても記載してください。
- ④ 「工程の概要」

工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記載してください。
- ⑤ 「土石の堆積の期間」

土石の堆積に関する工事の期間は5年以内としてください。許可期間を超える場合は、変更許可の手続が必要となります。
- ⑥ 「その他必要な事項」
 - ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。
 - ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等をこの欄に記入して下さい。

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書

<許可申請に必要な書類>

No.	種類・内容	政省令
1	許可申請書（別記様式第四）	省令第7条2項
2	構造計算書 ・措置の内容が適切であることを証する書類 （堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う場合） （土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合）	省令第7条第2項第2号～第3号、第32条、第34条
3	申請する土地及其周辺の写真	省令第7条第2項第4号
4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五） ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・直近3年の所得税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書（参考様式1） 【申請者が法人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）	省令第7条第2項第5号～第7号

No.	種類・内容	政省令
	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 (2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 ・直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書（参考様式1） 	
5	工事施行者の能力に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記簿謄本、事業経歴書、建設業の許可証明書 	
6	工事区域内の土地について所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類（印鑑証明書添付）	省令第7条第2項第8号
7	住民への周知の措置を講じたことを証する書類 （3-1 住民への周知について参照）	省令第6条、第7条第1項第11号
8	工事主の誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 	
9	許認可等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・他法令等で許認可等を要する場合、許認可等を証する書類 	
10	国土交通大臣による擁壁の認定書 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊の材料又は構法による擁壁 	
11	土地登記全部事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内 	
12	権利一覧表 <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内 	

< 許可申請に必要な図面 >

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩	1/500 以 上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
		壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
6	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り		
7	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/50以上	

3-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において次の工事を行う場合、又は公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第21条第3項又は第40条第3項に基づき、次の要領で届出書を作成し、管轄する県地方機関の申請窓口へ提出してください。

ただし、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項又は第35条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

<届出が必要な規模等>

工事の内容	提出期日	様式	備考
次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	様式第17	(法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条)
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	様式第18	(法第21条第4項、法第40条第4項)

3-4 許可申請手数料

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な手数料は下表のとおりです。

【条例別表（第33条関係）】

区分	盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	申請手数料 (1件当たり)
宅地造成、特定盛土等	500㎡以内	13,000円
	500㎡超～1,000㎡以内	23,000円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	34,000円
	2,000㎡超～3,000㎡以内	52,000円
	3,000㎡超～5,000㎡以内	61,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	86,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以内	143,000円
	20,000㎡超～40,000㎡以内	229,000円
	40,000㎡超～70,000㎡以内	344,000円
	70,000㎡超～100,000㎡以内	515,000円
	100,000㎡超	687,000円
土石の堆積	500㎡以内	11,000円
	500㎡超～1,000㎡以内	11,000円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	12,000円
	2,000㎡超～3,000㎡以内	13,000円
	3,000㎡超～5,000㎡以内	15,000円
	5,000㎡超～10,000㎡以内	17,000円
	10,000㎡超～20,000㎡以内	23,000円
	20,000㎡超～40,000㎡以内	34,000円
	40,000㎡超～70,000㎡以内	63,000円
	70,000㎡超～100,000㎡以内	97,000円
	100,000㎡超	137,000円

注) 変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

3-5 標識の掲示（法第49条）

工事の許可を受けた工事主、又は法第27条に基づく届出をした工事主は、必要な事項を記載した標識を掲げなければなりません。なお、開発許可によるみなし許可の場合においても、標識の掲示は必要となります。

＜宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識＞

30センチメートル以上			
(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可) 済標識 (特定盛土等に関する工事の届出)			
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第	号
3	許可又は届出年月日	年	月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
9	工事着手予定年月日	年	月 日
10	工事完了予定年月日	年	月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県別番号	都道府県別番号	
見取図			
30センチメートル以上			

〔注意〕

- (1) 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- (2) 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間等をそれぞれ記入してください。

3-6 工事の変更許可申請（法第16条、第35条）

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る工事の計画を変更する場合、鳥取県知事の変更許可が必要となります。

変更許可申請書の作成に当たっては、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）して下さい。

なお、下表に示す軽微な変更の場合は、変更許可を必要としませんが、その変更内容について鳥取県知事に届出を行う必要があります。

＜軽微な変更の内容＞

宅地造成又は特定盛土等に関する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
土石の堆積に関する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 [変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。]

4 検査・定期報告

4-1 中間検査 (法第18条、第37条)

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施工中の中間検査を実施します。

中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

(1) 中間検査が必要な特定工程 (法第18条第1項、政令第24条1項)

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

(2) 中間検査合格証の交付を受けた後でなければすることができない工程 (法第18条第1項、政令第24条1項)

(1) の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

(3) 中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模 (法第18条第4項、政令第23条)

<中間検査の対象規模>

行為	中間検査が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの

(4) 中間検査の申請期間 (省令第45条、第75条)

(1) の特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に申請してください。

4-2 完了検査 (法第17条、第36条)

工事完了後、当該工事が許可基準に適合しているか確認するため、完了検査を実施します。

完了検査の申請期間 (省令第39条、第69条) は、工事が完了した日から4日以内です。

4-3 定期報告 (法第19条、第38条)

工事の許可を受けた者は、以下に示す宅地造成等に関する工事の実施状況について3か月毎に、鳥取県知事に報告しなければなりません。

(1) 定期報告の対象規模

行為	定期報告が必要な規模
宅地造成又は特定盛土等 (中間検査の対象規模と同じ)	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積2,000㎡超 (①を除く)

(2) 報告事項

行為	報告事項	政省令等
宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をしている土地及びその周辺の写真 ・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（2回目以降に限る） ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・擁壁等に関する工事の施行状況 	省令第48条、第50条、第80条
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） ・搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地 ・災害発生の防止のための必要な措置 ・盛土に用いた土砂の土質 ・搬入された土砂の状況 	条例第7条第3項、第8条第3項(※)
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真 ・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（2回目以降に限る） ・報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（2回目以降に限る） 	省令第50条、第80条
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） ・搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地 ・災害発生の防止のための必要な措置 ・盛土に用いた土砂の土質 ・搬入された土砂の状況 	条例第7条第3項、第8条第3項(※)

※法に基づき、条例により必要な事項を付加したもの。

(3) 報告の期間（省令第49条、第79条）

許可日から3か月毎

5. 届出が必要となる工事

5-1 特定盛土等規制区域における新規工事（法第27条第1項）

特定盛土等規制区域において行われる工事のうち、許可申請が必要な規模には至らないが、下表の規模に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事に着手する30日前までに当該工事について鳥取県知事に届出を行ってください。

<届出が必要な工事の規模>

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等規制区域	宅地造成、特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ2m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超かつ高さ1mを超えるもの
	土石の堆積	①堆積の高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ②高さ1m超となる堆積の面積が500㎡超となるもの

特定盛土等規制区域における特定盛土等の届出に必要な図書

<届出に必要な書類（省令第58条第1項）>

No.	種類・内容
1	特定盛土等に関する工事の届出書（別記様式第十九）
2	申請する土地及其周辺の写真
3	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 【申請者が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類
4	土地登記全部事項証明書 ・工事区域内
5	権利一覧表 ・工事区域内

<必要図面>

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
		り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その他の土留の位置		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
12	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り		
13	求積図	許可申請の対象となる土地の面積	1/500以上	

特定盛土等規制区域における土石の堆積の届出に必要な図書

< 必要な書類（省令第58条第2項） >

No.	種類・内容
1	土石の堆積に関する工事の届出書（別記様式第二十）
2	申請する土地及其周辺の写真
3	<p>工事主の資力・信用に関する書類</p> <p>【申請者が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類
4	<p>土地登記全部事項証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内
5	<p>権利一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事区域内

< 必要図面 >

No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	・等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
5	排水施設構造図	詳細図	1/50以上	
6	公図（法務局備付）	工事区域を朱線で枠取り		
7	求積図	届出の対象となる土地の面積	1/500以上	

5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項）

規制区域指定の際（令和6年1月1日）、規制区域内において行われている特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の工事主は、指定があった日から21日以内に当該工事について鳥取県知事に届出を行う必要があります。

<届出が必要な工事の規模>

行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの ④崖は生じないが、盛土で高さ2m超となるもの ⑤盛土又は切土の面積が500㎡超かつ高さ1mを超えるもの
土石の堆積	①堆積の高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ②高さ1m超となる堆積の面積が500㎡超となるもの

届出に必要な図書

<届出様式>

	特定盛土等	土石の堆積
届出様式	様式第15号	様式第16号

<必要図面等>

No.	必要書類	明示すべき事項	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	—
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	（特定盛土等） 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 （土石の堆積） 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	盛土・切土の土地及び周辺の写真	—	—

6. 問合せ・申請窓口

管轄地域	窓口	電話番号
岩美町	鳥取県土整備事務所 維持管理課	0857-20-3641
八頭町、若桜町、智頭町	八頭県土整備事務所 維持管理課	0858-72-3857
倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、 琴浦町	中部総合事務所 県土整備局 維持管理課	0858-23-3216
米子市、境港市、南部町、伯耆町、 日吉津村、大山町	西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課	0859-31-9771
日南町、日野町、江府町	日野振興センター日野県土整備局 維持管理課	0859-72-2046

※鳥取市内の工事については、同市が窓口となります。

7. 様式等一覧

区分		手続きの種類	根拠法令	様式
許可 申請 関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第二
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）		様式第三
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第12条第1項 法第30条第1項	様式第四
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）		様式第五
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書		参考様式1
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項	様式第七
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項	様式第八
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係る工事の軽微な変更届	法第16条第2項 法第35条第2項	参考様式2
検査 ・ 定期 報告 関係	中間 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項	様式第十三
	完了 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項	様式第九
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第17条第4項 法第36条第4項	様式第十一
	定期 報告	宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書	法第19条第1項	参考様式3
		土石の堆積に係る工事の定期報告書	法第38条第1項	参考様式4
届出 工事 関係	既存 工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 （既存工事）	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十五
		土石の堆積に関する工事の届出 （既存工事）	法第21条第1項 法第40条第1項	様式第十六
	新規 工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項	様式第十七
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項	様式第十八
		特定盛土等に関する工事の届出書（新規工事）	法第27条第1項	様式第十九
		土石の堆積に関する工事の届出書（新規工事）	法第27条第1項	様式第二十
		特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十一
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第28条第1項	様式第二十二
標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条	様式第二十三	
	土石の堆積に関する工事の標識	法第49条	様式第二十四	

各種様式は、鳥取県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305323.htm>



様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申請します。					
年 月 日					
様					
申請者 氏名					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
〇〇〇		
〇〇〇		
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を申請します。	
年 月 日	
様	
申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置
	ト 空地の設置
	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置
	ヌ 工事中の危害防止のための措置
	ル その他の措置
ヲ 工事着手予定年月日 年 月 日	
ヱ 工事完了予定年月日 年 月 日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
〇〇〇						
計						
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

参考様式 1

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書

年 月 日

様

事業者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私(法人にあつては、当法人)は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可を申請するにあたり、下記照会事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、このことを確認するための照会が鳥取県警察本部に対してなされることに同意します。

<代表者及び役員(又はこれに準ずる者)>

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所	役職

<照会事項>

次のイからハまでのいずれかに該当する事由

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ロ 法人であつて、その役員のうちイに該当する者があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の許可を申請します。					
年 月 日					
様					
申請者 氏名					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の許可を申請します。			
年 月 日			
様			
申請者 氏名			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	許 可 番 号	第 号	
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

参考様式 2

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係る工事の軽微な変更届

年 月 日

様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項（第35条第2項）の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。

- 1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可番号

年 月 第 号

- 2 工事を行う土地の所在地

- 3 軽微な変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証 番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

[注意]

- 1 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第九

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項}
{第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

参考様式3

宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書

年 月 日

様

報告者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（ ） ー

電子メール @

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項（第38条第1項）の規定により、次のとおり報告します。

1 工事主住所及び氏名	
2 工事が施行される土地の所在地	
3 工事の許可年月日・番号	年 月 日 第 号
4 前回報告年月日	年 月 日（二回目以降記載）
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
9 災害発生の防止のための必要な措置	
10 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
11 搬入した土砂の数量及び搬出元の土地の所在地	
12 盛土に用いた土砂の土質	
13 搬入された土砂の状況	

(備考)

・記載事項が枠に収まらない場合は、適宜別紙等を添付しても差し支えない。

(添付書類)

- ・報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- ・盛土又は切土の平面図及び断面図に、盛土又は切土の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載したもの
- ・工事の進捗状況を示す工事工程表（工事の進捗率及び出来高曲線を記入したもの）

参考様式 4

土石の堆積に係る工事の定期報告書

年 月 日

様

報告者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先（ ） ー

電子メール @

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項（第38条第1項）の規定により、次の通り報告します。

1 工事主住所及び氏名	
2 工事が施行される土地の所在地	
3 工事の許可年月日・番号	年 月 日 第 号
4 前回報告年月日	年 月 日（二回目以降記載）
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³
8 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	新たに堆積 m ³ 、除却 m ³
9 災害発生の防止のための必要な措置	
10 土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
11 搬入した土砂の数量及び搬出元の土地の所在地	
12 盛土に用いた土砂の土質	
13 搬入された土砂の状況	

（備考）

- ・記載事項が枠に収まらない場合は、適宜別紙等を添付しても差し支えない。

（添付書類）

- ・報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	その他必要な事項				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>					

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	その 他 必 要 な 事 項				
12	変 更 の 理 由				
注意	<p>1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 			

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上						
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識						
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図	
	2	許可番号	第	号		
	3	許可又は届出年月日	年	月		日
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ	メートル			
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
			切土	立方メートル		
	9	工事着手予定年月日	年	月		日
	10	工事完了予定年月日	年	月		日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
50センチメートル以上						

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。